

農林水産省政策評価基本計画
(平成22年8月10日農林水産大臣決定)

(関係部分抜粋)

第6 事前評価の実施に関する事項

農林水産省では、事前評価として、公共事業の事業評価、研究開発の事業評価、規制の事前評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

2 研究開発の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題を対象とする。

また、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度(以下「研究制度」という。)も対象とする。

(2) 実施時期

原則として、新たに研究開発課題を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施する。

(3) 取組方針

以下の事項等につき、プロジェクト研究等の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果

投入される研究資源の妥当性

研究計画・実施体制の妥当性

目標の妥当性・達成可能性

研究計画の達成可能性

成果の取扱い

農林水産省における研究開発評価に関する指針
(平成18年3月31日農林水産技術会議決定)

(関係部分抜粋)

第5 委託プロジェクト研究の研究課題評価

4 評価の方法

事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。

事務局は、評価対象となる委託プロジェクト研究の概要資料を作成するとともに、 の評価項目及び評価基準に従い自己評価を実施する。

評価専門委員会は、 の自己評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価結果を決定し、技術会議に報告する。

技術会議は評価専門委員会の決定をもって技術会議の評価結果の決定とするとともに、評価結果を踏まえて、課題・研究計画の見直し、予算の配分等、所要の措置を行う。

第8 留意事項

1 政策評価の場合の手続き

政策評価法に基づき農林水産大臣が定める農林水産省政策評価基本計画及び農林水産省政策評価実施計画において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、農林水産省政策評価基本計画に定める評価結果の決定手続きを経た上で公表する。

研究開発評価実施要領
平成18年4月17日付け17農会第1740号 農林水産技術会議事務局長通知
最終改正 平成20年8月1日

(関係部分抜粋)

第4 委託プロジェクト研究の研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) 事前評価

評価の対象は、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究及び実施中の委託プロジェクト研究の中で新規に予算要求を予定している課題とするが、以下に該当するものは除く。また、評価は、概算要求を提出するまでに実施する。

- ア 委託プロジェクト研究開始時の計画において開始が予定されていたもの
- イ 中間評価の結果を踏まえて開始するもの
- ウ 予算の単なる大くくり化によるもの
- エ 全体計画の前倒し及び研究規模の拡大に伴い経費が増加するもの(ただし、拡大した部分の事業費が10億円を超えるものを除く)

2 評価の方法

(1) 事前評価

事前評価は、評価指針第5の4の に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2を原則に実施するものとする。

評価指針第5の4の に基づき実施する委託プロジェクト研究の概要資料の作成及び自己評価は、技術政策課長の総括の下、委託プロジェクト研究を担当する研究開発官(以下「担当研究開発官」という。)が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当研究開発官は、予算要求を行う委託プロジェクト研究の概要資料及び自己評価案を作成するものとする。この際、必要に応じ外部専門家又は外部有識者(以下「外部専門家等」という。)からの意見聴取を実施するものとする。

イ 準備委員会(「委託プロジェクト研究の実施について」(平成18年2月23日付け17農会第1466号農林水産技術会議事務局長通知。以下「研究実施通知」という。)第5に定めるプロジェクト研究準備委員会をいう。以下同じ。)は、自己評価案について、その妥当性を検討し、自己評価の修正に関する意見をとりまとめるものとする。

ウ 担当研究開発官は、準備委員会の意見を踏まえ、自己評価結果を決定するものとする。

事務局長は、評価指針第5の4の についての必要な事務手続きを行うものとする。

委託プロジェクト研究課題評価(事前評価)の評価項目及び評価基準

| 評価項目(注1) | 評価項目に含まれる事項(注2) | 評価基準 |
|--|--|-----------------------------------|
| | | |
| 1.農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究の重要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業・食品産業のニーズから見た重要性 ・国民生活のニーズから見た重要性 ・研究の科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性) | S:非常に高い A:高い B:やや低い C:低い |
| 2.国が関与して研究を推進する必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政施策との連携、国の基本計画等との関係の明確性 ・次年度に着手すべき緊急性 | S:非常に高い A:高い B:やや低い C:低い |
| 3.研究目標の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究目標の明確性 ・目標とする水準の妥当性 ・目標達成の可能性 | S:非常に高い A:高い B:やや低い C:低い |
| 4.研究計画の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・投入される研究資源の妥当性 ・研究推進体制、課題構成、実施期間の妥当性 | S:非常に高い A:高い B:やや低い C:低い |
| 5.研究が社会・経済等に及ぼす効果の明確性(注3) | <ul style="list-style-type: none"> ・社会・経済への効果を示す目標(アウトカム目標)の明確性 ・研究成果の活用方法の明確性(事業化・実用化の見通し等) ・他の研究への波及可能性 | S:非常に高い A:高い B:やや低い C:低い |
| (総括評価基準) 1～5の観点を踏まえ、プロジェクト研究全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。 A:プロジェクト研究は重要であり、内容は適切 B:プロジェクト研究は重要であるが、内容見直しが必要 C:プロジェクト研究は不適切 | | |

(注1)各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は以下のとおり。

・必要性は1及び2、効率性は4、有効性は3及び5

(注2)研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

(注3)基礎的・基盤的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。

評価専門委員会委員名簿

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 小川 宣子 | (中部大学応用生物学部教授) |
| 生越 由美 | (東京理科大学専門職大学院教授) |
| 長田 竜太 | (日本キヌカ株式会社代表取締役社長) |
| 鎌田 博 | (国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科教授) |
| 恒川 篤史 | (国立大学法人鳥取大学乾燥地研究センター長教授) |
| 中野 栄子 | (株式会社日経BPコンサルティング開発本部編集グループプロデューサー) |
| 林 良博 | (東京農業大学農学部教授) |
| 福原 俊秀 | (農事組合法人アグリコ代表理事会長) |
| 松井 和彦 | (味の素株式会社研究開発企画部兼経営企画部専任部長) |
| 門間 敏幸 | (東京農業大学国際食料情報学部教授) |